

1 熊広第49-10号  
令和2年2月13日

日本労働組合総連合会大阪府連合会  
会長 山崎 弦一様  
大阪南地域協議会  
議長 清水 俊雅様  
泉南地区協議会  
議長 杉山 忠宏様

熊取町長 藤原 敏司

2020（令和2）年度政策・制度予算に対する要請について（回答）

平素は、本町行政の推進にご協力を賜り厚くお礼申し上げます。  
令和元年10月2日付で要請のありました標記の件につきまして、別添のとおり回答いたします。

# 2020（令和2）年度自治体政策・制度予算要請

〔(★)は重点項目〕

## 1.雇用・労働・ワーク・ライフ・バランス施策

### (1)就労支援施策の強化について

<継続>

#### ①地域での就労支援事業強化について

就職困難層に対する「地域就労支援事業」について、各自治体の事業実績を検証し、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会で、好事例を参考に事業の強化を図ること。

さらに、各自治体での事業への取り組み状況や実績（利用件数、就職者数など）を踏まえ、相談体制の充実など、効果的な体制を構築していくこと。また既存の「地域労働ネットワーク」も積極的に活用して、地域における労働課題の解消を進めること。映していくこと。

#### 【回答】（産業振興課）

現在、就職困難層に対する支援については、本町就労支援センターを設置し、就労支援コーディネーターによる相談を行うと同時に就職困難者等支援策として、資格取得に取り組む方への補助や、ハローワークと連携し出張就労支援セミナーを開催しております。

また、「大阪府・市町村就労支援事業推進協議会」に設置された部会にも参画し、引き続き情報収集等に努めてまいります。

また、「地域労働ネットワーク」を活用し、他市町の事例等を情報収集するとともに、これまでの相談事例やオンライン提供によるハローワークの求人情報を基に総合的な視点できめ細やかな支援を引き続き行ってまいります。

<継続>

#### ②障がい者雇用施策の充実について

障がい者雇用を促進すること、とくに障がい者の受け入れ実績のない「障がい者雇用ゼロ企業」に対して事業所訪問やカウンセリングなどを通じ、障がい者の就労支援と職場定着を支援する取り組みを強化すること。

また精神障がい者の平均勤続年数が、身体障がい者や知的障がい者と比較すると短いことから、精神障がい者の職場定着（離職率の改善）に向けて、支援団体等とも連携して、きめ細やかな相談体制を充実させるなど、施策を強化させること。

※大阪府における障がい者雇用状況は、用語集を参照

#### 【回答】（障がい福祉課）

障がい者の就労支援については、「障害者総合支援法」に基づく障がい福祉サービスとして、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う「就労移行支援」や就労移行支援等を利用して新たに雇用された障がい者の方が継続して就労できるよう相談・助言を行う「就労定着支援」を必要な方に支給しております。

また、障がい者の就労支援と職場定着のため、引き続き大阪府の指定により障がい者の方から就業に関する相談や障がい特性を踏まえた雇用管理について、事業所に対する助言や生活面での支援を行っている泉州南就業・生活支援センターやハローワークとの連携を引き続き行ってまいります。

<継続>

#### ③女性の活躍推進と就業支援について (★)

女性活躍推進法に基づき、女性の積極的な登用を実施するために、各自治体における推進計画の実施状況を検証し、施策の拡充を図ること。また、女性の再就職支援のためのセミナーやサポートプログラムの充実もあわせて行うこと。

※大阪府（「おおさか男女共同参画プラン」に掲載）の「女性の就業率」の目標値と現状は、用語集を参照

【回答】（人権・女性活躍推進課、産業振興課）

平成30年3月に、女性活躍推進法に基づく市町村推進計画を含めた、熊取町第2次男女共同プランの改訂をおこないました。

これらの実施状況につきましては、毎年男女共同参画推進審議会にて、施策の実施状況の確認を行っており、引き続き施策の充実を図ってまいります。

女性の就業支援等については、資格取得に係る経費の助成や、産業活性化基金事業の創業支援事業において支援を行ってまいります。

また、ハローワークと連携し、町内での出張就労支援セミナーの開催や、大阪府などの関係機関と連携し、女性に対する支援施策や各種セミナーなどの情報についてホームページを充実し、広報、啓発チラシ等によりPRしてまいります。

## (2)労働法制の周知・徹底と法令遵守・労働相談機能の強化について

<継続>

### ①「同一労働同一賃金」と事業主「パワハラ防止義務」の周知・徹底について

同一企業で働く正社員と、パート労働者や有期雇用労働者などいわゆる非正規雇用の方との間の不合理な待遇差をなくすため、「同一労働同一賃金」の法整備が2020年4月から施行される（中小企業は2021年4月）。本年4月に施行された「働き方改革関連法」とあわせて、内容の周知・徹底を、労働者、企業、経済団体等に対し十分に行うこと。とくに中小企業では、施行時期の猶予もあるため、丁寧な周知に努めること。

また、パワーハラスメント防止のための雇用管理上の措置を事業主に義務付ける「改正労働施策総合推進法」も本年5月に成立した。今後策定される指針の内容も含め、周知・徹底を図ること。

【回答】（産業振興課）

各種労働法制の周知については、国、大阪府労働局等関係機関と連携と図りながら、広報紙、啓発チラシ等により啓発に努めてまいります。

<継続>

### ②法令遵守・労働相談機能の強化について

長時間労働の強要、残業代カット、名ばかり管理職、辞めたくてもやめられない、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」が社会問題化している。これらの問題を撲滅するため、雇用・労働環境の整備、ワークルールの遵守、過労死や過重労働等の撲滅、長時間労働の是正について、周知・啓発をはかるとともに、相談を通じて悪質な疑いがあれば、大阪労働局とも連携し、適切な施策を講じること。さらに、利用者のニーズも踏まえてSNSを活用した労働相談の実施も検討すること。

【回答】（産業振興課）

労働相談に対する対応については、本町就労支援センターの就労支援コーディネーターにより適切に、大阪労働局と連携し相談を行っており、求人票の内容と労働条件が異なるなど、いわゆる「ブラック企業」や「ブラックバイト」職場におけるハラスメント相談、あるいは、長時間労働の強要や強制的残業代カットなど、法違反を疑うような事例があれば、労働基準監督署と連携し適切に対応してまいります。

また、国、府等関係機関からの情報を、広報紙、啓発チラシ等により周知を図ってまいります。

<継続>

### (3)地方創生交付金事業を活用した就労支援について

大阪府まち・ひと・しごと創生総合戦略の地方創生交付金事業等で「女性の活躍推進」、「若者・大阪企業未来応援事業」、「次代を担う人づくり」などが掲げられている。そこで、事業の情報発信力を高めるとともに、SDGsが掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがい

も経済成長も)」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実をはかること。また、就業ニーズの高い介護・福祉分野の定着支援施策として、独自の処遇改善助成金等を検討すること。

【回答】（産業振興課）

就労支援について、現在、地方創生交付金を活用した事業は行っておりませんが、引き続き、先行団体の事例や国の動向など情報収集に努めてまいります。

また、SDGsが掲げる「ジェンダー（ジェンダー平等を実現しよう）」や「成長・雇用（働きがいも経済成長も）」の目標達成に向け、とくに魅力ある中小企業との場づくりや若年層の定着支援施策の充実や、介護・福祉分野の就労者も含めて、就労にまつわる様々な課題については、きめ細やかな相談対応を引き続き行っていくとともに、国、大阪府や関係機関と連携しながら、課題の解決に努めていきます。

#### **(4)ワーク・ライフ・バランス社会の実現について**

<継続>

##### **①男女共同参画社会をめざした取り組み**

妊娠・出産・育児・介護期に離職することなく、安心して働き続けられる環境整備にむけて、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の周知徹底を図るとともに、きめ細やかに対応ができる相談窓口の充実を図ること。また大阪府が実施している「男女いきいき・元気宣言事業者登録制度」、「男女いきいきプラス事業者認証制度」、「男女いきいき表彰制度」を広く周知し、男女がともに働きやすい職場づくりや男性の育児休業取得促進を含めた育児参加支援など、ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた施策を推進していくこと。

【回答】（子育て支援課、人権・女性活躍推進課）

安心して、子どもを産み育てる環境づくりとして、本町におきましては、男性の積極的な育児参加などの育児に対する意識啓発、男性が仕事も家庭も大切にしている意識の醸成及び向上を図るため、母子健康手帳交付時に父子手帳を同時に交付しており、引き続き、ワーク・ライフ・バランス社会実現の一助となるよう努めてまいります。

平成30年3月に見直しをおこなった熊取町第2次男女共同参画プラン（改訂版）においても「男女共同の家事や育児、介護への参加促進」を施策として掲げ、各事業に取り組んでいます。

啓発活動においては、男女共同参画社会情報紙「男女が”ともに”協力しあいながら・・・」の発行や男女共同参画講演会をおこなっております。

また、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会においても定期的に研修会や会員向けの情報提供をおこない、男女共同参画の意識の醸成を図っております。

<継続>

##### **②治療と職業生活の両立に向けて**

がんなどの病気の治療を行いながら働く労働者に対し、事業主は適切な配慮を行う必要がある。そこで、会社が当該労働者のニーズに応じた働き方の選択肢を提供することや、会社と医療機関との連携事例の発信など、事業主に対する啓発活動や情報提供などに積極的に取り組むこと。

【回答】（産業振興課）

病気を抱える労働者を取り巻く職場体制の充実については、関係機関と連携し、検討してまいります。また、事業主に対する啓発活動や情報提供などに取り組んでまいります。

<新規>

#### **(5)「不当労働行為救済命令」の着実な履行について**

各自治体においては、大阪府労働委員会による不当労働行為救済命令（初審命令）が着実に履行されるよう、大阪府と連携して不当労働行為企業を、一定期間、指名停止するなどの対応を強化されること。

【回答】（総務課）

入札参加停止措置については大阪府に準じて行っています。本町要綱に沿って該当する事案があれば、停止措置を行っています。

<新規>

#### **(6)外国人労働者が安心して働くための環境整備について**

地域で働き暮らすすべての外国人に対し、労働関係法令や生活に関する情報を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備・拡充すること。

また生活するうえで必要な日本語のみならず、働くうえで必要な日本語についても、外国人労働者が習得できるようサポートを行うこと。

【回答】(産業振興課)

外国人労働者を取り巻く職場体制の充実については、関係機関と連携し、検討してまいります。

## **2.経済・産業・中小企業施策**

### **(1)中小企業・地場産業の支援について**

<継続>

#### **①ものづくり産業の育成強化について**

**MOBIO** (ものづくりビジネスセンター大阪) と連携し、ものづくり産業の育成を一層進めること。とくに、ものづくり企業の従業員やOBなどをインストラクターとして養成し、さまざまなものづくり現場で改善や後継者育成の指導を目的として、積極的に中小企業への派遣を行うこと。また、女性のものづくり企業への就職促進に資する職場環境整備や情報発信などについても、支援策を講じること。

【回答】(産業振興課)

本町では、零細企業が圧倒的多数であり、技術力や商品企画力、新製品開発力の強化など多くの課題を抱えています。このような中で、技術を有効に活用できる人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係機関との連携を図ってまいりたいと考えます。

また、産業活性化基金を活用した支援メニューにより、中小企業者への支援を行うと同時に、女性に対する支援施策や各種セミナーなどの情報についてホームページを充実し、広報、啓発チラシ等によりPRしてまいります。

<新規>

#### **②若者の技能五輪への挑戦支援について**

ものづくり産業を中心とする「強固な地方」「強固な現場」を構築するため、**技能五輪の全国大会・国際大会**に積極的に挑戦する若者が増加するよう、広報を強化するとともに支援を拡充すること。とりわけ中小企業に働く若者が参加できるよう、周知や支援を強化すること。

【回答】(産業振興課)

技術を有効に活用できる若手人材の育成など、大阪府、商工会を含む各種関係機関との連携を図ってまいりたいと考えます。

また、産業活性化基金を活用した支援メニューにより、中小企業者への支援を行うと同時に、若者に対する支援施策や各種セミナーなどの情報についてホームページを充実し、広報、啓発チラシ等によりPRしてまいります。

<継続>

#### **③中小・地場企業への融資制度の拡充について**

中小企業・地場産業の事業運営を資金面から支えるため、金融機関と顧客との長期安定的な金融取引機能の支援を強化すること。また融資の際、物的担保主義や個人保証依存から、企業の将来性・発展性を重視することとし、利用者の視点で迅速かつ効果的な制度融資を実施すること。

【回答】（産業振興課）

中小企業者等の円滑な資金調達に係る融資の信用保証料に対する補助については、産業活性化基金を活用し、町制度融資及び大阪府制度融資における信用保証料の補助を引き続き行うほか、マル経融資への利子補給を行います。

また、制度融資については、利用者が有効利用していただけるよう、町広報や商工会等関係機関を通じて、各種制度融資の情報を提供してまいります。

<継続>

④非常時における事業継続計画（BCP）について

災害時に、顧客や従業員の安全、会社の事業、取引先への信用、従業員の雇用などを守るべく、事業継続計画（BCP）の策定が重要となっている。しかし中小企業への普及率は、依然低い状況にある。そこで関係機関との連携を強化し、専門アドバイザーの配置や中小企業の訪問などを通じ、災害発生などの非常時に備えることができるよう、きめ細かな計画策定の支援を強化すること。また企業の防災対策を入札時の加点要素に加えるなど、BCP 制定のインセンティブ制度を導入すること。

【回答】（産業振興課）

本町と商工会が共同で策定する事業継続力強化支援計画を早期に策定し、商工会主催の BCP 策定セミナーを支援するなど、中小企業者への支援を行ってまいります。

<継続>

②下請取引適正化の推進について（★）

中小企業の拠り所となる下請かけこみ寺の相談件数が依然高い状況にあり、下請代金の支払遅延や減額などの悪質事案が後を絶たない。サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正な分配を実現するため、資材や人件費など増加コストを適正に転嫁できるよう、企業間における適正な取引関係の確立に向けて、監督行政と連携を図り、下請法をはじめとする関係法令の周知とその遵守を徹底すること。とくに本年は消費増税が予定されていることから、適正な価格転嫁ができるよう、より強く国に働きかけること。

【回答】（産業振興課）

下請け二法や下請けガイドライン等については、必要に応じて広報紙をはじめ、各種媒体を通じた啓発活動を検討してまいります。

<継続>

③総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定について（★）

総合評価入札制度の導入が、府内 20 市にとどまっている状況にあることから、未導入の自治体は積極的に取り組むこと。また公共サービスの質の確保、地域経済の活性化、地域における適正な賃金水準の確保により、住民福祉の増進に寄与することを目的とした公契約条例の制定にむけ、関係事業団体との研究会等の設置について検討すること。

【参考：総合評価入札導入 20 市】

大阪市、泉大津市、豊中市、河内長野市、東大阪市、茨木市、岸和田市、堺市、枚方市、富田林市、高槻市、箕面市、高石市、柏原市、阪南市、池田市、寝屋川市、泉佐野市、吹田市、八尾市（導入年度順）

【回答】（総務課）

総合評価入札制度については、そのメリットについて業種や規模等における検討を行っているところです。本町での導入の可能性などについて、今後も庁内関係部局との連携を図りつつ、引き続き検討を深めてまいります。

また、公契約条例については、目的から第一義的には国全体の政策として捉えられるべきものであるとの認識から、今後も、国・府や府下自治体等の動向を注視していく考えです。

### 3. 福祉・医療・子育て支援施策

<継続>

#### (1)地域包括ケアの推進 (★)

住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアの推進にむけ、質・量ともに十分な介護サービスの提供体制を整備すること。また、地域包括ケアの整備推進に対し、利用者、医療保険者、被保険者の声が反映できる仕組みを構築すること。加えて、市民にも地域包括ケアに関する情報を積極的に周知すること。

【回答】(介護保険課)

本町では、平成 24 年度から熊取町内の医療と介護の多職種が参画する医療介護ネットワーク連絡会を立ち上げ、住み慣れた地域で安心して健やかに自分らしい暮らしが続けられるよう医療と介護の連携強化に努めています。

また、その中で研修会などを開催し、サービスの質の向上などにも努めています。

地域包括ケアシステムの推進については、いきいきくまとり高齢者計画に基づき推進しているところですが、本計画は3年サイクルで見直しを行ないますが、その際には、高齢者へのアンケートをはじめ、住民代表、学識経験者及び福祉関係、介護保険サービス事業所等などで構成される「高齢者保健福祉推進委員会」からご意見をいただきながら地域ケアシステムの推進及び介護保険サービスの提供体制について、計画に反映しております。

なお、計画策定の際は、計画の概要版を作成し、町内に全戸配布するなど、可能な限り情報発信に努めています。

<継続>

#### (2)予防医療のさらなる推進について

市民の特定健診や、乳がん検診、子宮頸がん検診などの受診率を向上させるためにも、大阪府が実践的に取り組む「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」などを市民に広くPRする取り組みを行うこと。また、市民が行政が実施する健康に関する事業や情報などを気軽に入手できるよう、SNSを活用することや、保健医療関係団体や経済団体、労働団体などとも連携したキャンペーンなどの具体的な取り組みを行うこと。

【回答】(健康・いきいき高齢課)

「健活 10」や「大阪版健康マイレージ事業“おおさか健活マイレージアスマイル”」については、健活おおさか推進府民会議への参画をはじめ、熊取ふれあいセンターでのアスマイル専用リーダーの設置、ポスター掲示や広報、ホームページへの掲載、さらに国民健康保険証発行時のチラシ同時配付や各種健康づくりイベントでの周知活動を行うなどPRに取り組んでおります。

また、本町独自の取り組みとして、平成 28 年度より実施している「熊取びんぴん元気！ポイントアップ事業」や平成 30 年度より国民健康保険被保険者対象に実施している特定健診受診勧奨事業「めざせ！がちり健幸」を通じて住民が主体的に健康づくりに取り組む機運の醸成に努めています。

<新規>

#### (3)医療人材の勤務環境と処遇改善

医療の安全確保のため、市立病院など医療機関における労働環境の改善とワーク・ライフ・バランスや勤務間インターバルの確保など、医療現場で働く労働者の健康に対する配慮を強化すること。また、新たな医療人材の確保に向け、処遇や勤務環境の改善、キャリアアップが可能な仕組みの確立、専門性の向上をはかる研修機会の拡充などを積極的に実施すること。

【回答】（健康・いきいき高齢課）

本町では、町立病院はございませんが、新たな医療人材の確保に向け、医療介護連携を推進し、専門職を対象とした研修の開催や、脳卒中予防対策、がん予防対策などについても医療関係者と共に協議しています。

今後も泉佐野泉南医師会をはじめ関係機関と共に研修機会の拡充に努めてまいります。

#### **(4)介護サービスの提供体制の充実にむけて**

<継続>

##### **①介護労働者の処遇改善と人材の定着**

今後、多くの人材が必要とされる介護労働の重要性に鑑み、介護に関わる多くの機関と連携し、介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着をはかること。また、サービス提供責任者をはじめとする介護労働者に対する能力開発プログラムの拡充や定期的な受講を義務付けるとともに、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備を支援すること。

【回答】（介護保険課）

今後、一層の高齢化の進展に伴い、高度化・複雑化・多様化していく介護ニーズに的確に対応していくためには、介護分野における人材確保が重要になります。

そこで、平成 27 年度より大阪府を中心に泉南地域の市町及び社会福祉協議会等で構成する泉南地域介護人材確保連絡会に参画し、就職フェアや人材確保・定着等のイベントを通して、介護職の魅力を発信し、多機関と連携しながら、人材確保に努めています。

また、介護職員の離職防止・定着促進のためには、介護職の処遇改善が必要不可欠です。その1つとして処遇改善に係る報酬改定が継続的に実施されているところですが、町が関係する介護事業所においてもそれを活用し、それが介護職員へ適正に還元できているかなどを大阪府と連携しながら指導等を行っているところです。

また、平成 30 年度より開始された「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づく、大阪府の介護ロボット導入活用支援事業についても、引き続き関係事業所に広く周知し、活用の促進に努めています。

なお、事業所による受講促進にかかる取り組みを評価するなど、キャリアアップの仕組みの整備等については、市町村のみでは抜本的な対策が困難であるため、国や府へ要望していきたいと考えております。

<新規>

##### **②地域包括支援センターの充実と周知徹底**

地域包括支援センターが地域のニーズに則し、一定の水準を確保した実効あるものとして機能を発揮できるよう、有効な対策を講じること。また、労働者の介護離職を防ぐためにも、地域包括支援センターが、家族などが介護をしながら働き続けることをサポートする機能や役割を持つことについて、地域住民に認識してもらえよう、周知・広報の取り組みを強化すること。

【回答】（健康・いきいき高齢課）

地域包括支援センターの運営状況等について点検・評価などを行う「地域包括支援センター運営部会」を設置しており、業務内容に対する意見や公正・中立性の確保の点検、評価を行なっております。

町と地域包括支援センターは連携をはかりながら、地域包括ケアシステムをより一層推進していきけるよう取り組んでいます。

また、介護に従事する家族への相談支援を行なうとともに、どのような支援が必要かを把握し、地域における適切なサービス、関係機関及び制度の利用につなげる等支援を行っています。

さらに、個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントができるよう介護支援専門員へのサポートも実施しています。

地域包括支援センターの周知・広報につきましても、広報紙やホームページだけでなく、地域の医療機関や薬局等への戸別訪問による広報活動や、認知症サポーター養成講座の地区開催等においても積極的に周知を図っています。

## **(5)子ども・子育て施策の着実な実施にむけて**

<継続>

### **①待機児童の早期解消**

待機児童の早期解消に向け、子ども・子育て支援事業計画の適切な見直しを行うこと。また、事業所内保育、家庭的保育や小規模保育などの整備・充実をはかること。整備の際には、保育が適正に行われるよう、認可保育施設との連携などを行うこと。

#### **【回答】(保育課)**

本町では、従来より「子ども・子育て支援計画」に基づき、適正な保育の供給を図るべく、計画的な施設整備を行っており、平成31年4月に町内私立幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行するために、必要な施設整備費を補助するとともに、2号・3号認定児童の定員設定拡充について協議を行うなど、保育需要の増加に対する取り組みを行っております。また、単に需要への対応だけでなく、地域における子育て支援の拠点として、安全で良好な保育環境を維持するべく耐震補強工事や大規模修繕などにも積極的に取り組んできたところです。

本町では、年度当初での待機児童は発生しておりませんが、今後も、多様化する保育ニーズの把握に努め、幼保無償化に伴う保育需要の動向にも注視しながら、国・府などの補助制度の活用も視野に入れ、待機児童が生じないよう取り組んでまいりたいと考えております。

なお、「子ども・子育て支援計画」につきましては、現行の計画が、平成27年度から令和元年度の5年を期間としていることから、次の5年にあたる令和2年度から令和6年度を期間とした新たな計画を、地域のニーズ等を踏まえ、今年度中に策定します。

また、本町は、認可保育所等の整備、充実をもって適正な保育の供給を図ることを目標としているところですので、現時点においては、事業所内保育、家庭的保育、小規模保育の整備等については計画しておりませんが、今後の保育ニーズの変化等の動向を見守りながら柔軟に対応してまいりたいと考えております。

<継続>

### **②保育士等の確保と処遇改善**

子どもが心身ともに健やかに成長するのに必要な保育や幼児教育の質の確保のため、保育士、幼稚園教諭、放課後児童支援員などの労働条件と職場環境の改善を行うこと。そのための正規・常勤での雇用、給与水準の確保、適正な配置、研修機会の確保などを行うこと。また、民間の保育事業者と行政との意見交換の場を設置することなどにより、現場ニーズの把握や支援のあり方などについて検討し、保育の質の向上につなげること。

#### **【回答】(保育課)**

本町におきましては、町立保育所においては、計画的な正規職員の雇用や再任用職員の配置を行っております。また、近隣自治体との比較に基づき、適宜、保育士等の臨時職員の賃金改善を図るとともに、会計年度任用職員制度に則った任用を行うための準備を進めるなど、良好な労働条件が築けるよう努めているところです。

臨時職員については、特に長時間勤務が可能な人材の確保が困難な状況であることから、勤務時間数や勤務日数について、出来るだけ希望に沿えるよう保育現場や人事部局とも調整を行うとともに、保育配置基準を下回らない範囲で、保育士資格のない方を補助員として適宜任用するなど、保育士がより働きやすい職場環境づくりに努めているところです。

また、園内研修や派遣研修を行うなど、保育士の質の維持・向上にも努めながら、良質な保育環境の確保に向けて取り組んでいるところです。

一方、民間保育所等につきましては、施設型給付費における保育士等の処遇改善等加算に関する情報提供を行うとともに、活用についても積極的に促し、要件を満たす保育所等に対して適切に加算を行っているところです。

また、障がい等により配慮が必要な児童に対して必要な加配保育士を任用する際、その費用の一部を補助する制度を設けるなど、保育士等の処遇改善に努めております。

さらに、保育士等確保対策に係る取り組みとして、ハローワークとの連携により、町立保育所と民間保育所等、学童保育所の合同就職相談会を実施し、保育士の雇用創出機会の拡大に努めております。

また、公民合同所長会を年2回開催し、保育及び保育士の資質向上についての情報交換や統合保育などについて、保育所運営における様々な経験や専門性のノウハウを園長、所長レベルで共有し、町全体の就学前の保育について検討し、町立保育所と民間保育所等が共に連携協力しながら、保育内容や保育所運営の充実に努めております。

<継続>

### ③地域子ども・子育て支援事業の充実

保護者の負担軽減に資するよう、病児・病後児保育、延長保育、夜間保育、休日保育など多様なサービスの拡充のための財政支援を行うこと。

【回答】(保育課)

本町の病児保育事業については、現在、民間保育所等4か所において体調不良児対応型を実施しているところです。また、町立保育所においても看護師を配置し、発熱等により体調不良となった児童に対して、すぐに迎えに來られない保護者の状況に配慮し同等の対応を行っています。

病児対応型・病後児対応型の実施につきましては、環境整備や人材の確保、医療機関等との緊密な連携が必要と考えており、保育ニーズの把握に努めながら、実施も視野に入れて検討を行ってまいりたいと考えております。

また、延長保育、休日保育につきましては、既に民間保育所等とも連携して一定の条件で実施しており、現状では充足しているものと考えているところですが、今後も保育ニーズの把握に努めながら、夜間保育の必要性も含めて調査研究をしてまいります。

なお、現在実施しております各サービスにつきましては、施設型給付費負担金、子ども・子育て支援交付金を活用し、保育事業者に必要な助成を行うことにより、保護者の負担軽減を図っているところです。

<新規>

### ④企業主導型保育施設の適切な運営支援

企業主導型保育施設については、子どもの育ちと安全を保障するため、認定・指導・監査などに市町村による関与を行うことが必要である。また、認可施設への移行を強力に進め、保育の質を確保するとともに、企業主導型保育事業における地域貢献の理念を徹底することなどについて、大阪府と認識を合わせ、国に要望すること。

【回答】(保育課)

本町では、現在のところ企業主導型保育施設は存在しませんが、今後整備等の動きがあった場合は、事業者、大阪府と情報を共有し、町として適切な助言、情報発信を行うなど保育の質の確保に努めたいと考えております。また、企業主導型保育事業のあり方についても、本町が地域の保育の質を確保する責任において、必要に応じ国に対して要望、提言をしてまいりたいと考えております。

<補強>

### ⑥子どもの貧困対策について

各市町村での「子どもの貧困」の解消に向け、教育の機会均等を保障するための経済的支援を含む具体的な支援・取り組みを迅速に行うこと。また、居場所の提供や生活習慣・育成環境の向上の取り組みも含め、生活困窮者自立支援制度の子どもの学習・生活支援事業などを積極的に実施すること。

【回答】(子育て支援課)

子育て支援課における子どもの貧困に関連した事業といたしましては、平成29年4月から運営されている「こどもレストラン」の活動に対し「住民提案協働事業」に則り、補助金を交付するとともに、実施団体と本町とが各々の役割のもと、互いに交流・情報交換と連携を図り、子ども達の居場所提供や孤食の解消等に取り組んでいるところでございます。

この他、学校現場と福祉部局との連携においては、「子ども相談ネットワーク会議(要保護児童対策地域協議会)」等を通して、関係機関が連携して子どもを見守る中で、5つの小学校に配置されているス

クールソーシャルワーカーと子育て支援課児童相談員が定例的に会議を持ち、緊密に連携しながら対応をしているところでございます。

<継続>

### **(7)子どもの虐待防止対策について(★)**

児童虐待を未然に防ぐため、市民に対し「児童虐待防止法」の周知を図ること。特に国民の通告義務や児童虐待防止を呼び掛ける「オレンジリボン運動」について広く啓発活動を行うこと。また、ネグレクトなどの児童虐待を予防するため、子どもと保護者への切れ目のない支援を行うための「子育て世代包括支援センター」では、妊娠・出産包括支援事業や産婦検診事業をはじめとする事業により、効果的な支援が実施できるようセンターを運営するとともに、相談業務を担う職員の専門性を高める研修などを実施すること。

<子育て世代包括支援センター未設置自治体>

貝塚市、柏原市、摂津市、高石市、藤井寺市、島本町、千早赤阪村（2019年7月1日現在）

#### **【回答】(子育て支援課)**

現在の子育て支援課の相談体制といたしましては、平成28年8月、「子育て世代包括支援センター（通称：すくすくステーション）」を開設し、保健師による妊婦の全数面接と地区担当保健師の周知、個別のサポートプランの作成、妊婦健診、妊娠中期の連絡など妊娠期からの支援強化を図るとともに、出産後は、乳児検診・産婦検診、産後ケア事業、新生児聴覚検査費用助成事業、こんにちは赤ちゃん訪問など、子育てのサイクルに応じて切れ目なく事業を実施することと併せ、保健師による訪問や面談等の個別支援も組み合わせながら、個々に応じた支援ができるよう運営を行っているところでございます。

また、平成30年4月から、0歳から18歳までの児童とその家庭を対象とした児童相談を担う部門と母子保健部門を同一グループに組織改編し、児童相談員と保健師の連携も一層強化されたところです。

児童相談部門には、要保護児童等への支援を適切に図ることを目的に、市町村が設置・運営する組織である「子ども相談ネットワーク（要保護児童対策地域協議会）」に専門職を配置し、研修が義務づけられたこともあり、子育て支援課に協議会の事務局を置き、専門職が順次研修を受講しております。

啓発におきましては、子ども相談ネットワークの活動の中で、「児童虐待防止推進月間」である11月に住民向けにキャンペーンを実施し、熊取駅前啓発グッズの配布と、通告義務の周知や早めの相談を呼びかけているところでございます。

大阪府岸和田子ども家庭センターや警察、医療機関、福祉関連施設等幅広い参加機関で構成された代表者会議をはじめ、実務者会議、個別ケース検討会議、関係機関巡回など、きめ細かな対応を行い、保育所や学校・相談機関が一体となり、引き続き連携を密にしながら、児童虐待の防止や相談対応の質の向上に努めてまいります。

<新規>

### **(8)子どもの権利の問題**

2019年は、国連で子どもの権利条約が採択されてから30周年（日本が同条約を批准してから25年）となる。しかし、昨今の児童虐待や子どもの貧困（居場所の問題）、いじめや不登校など学校での問題など、子どもを巡る社会的な課題は多く、子どもの人権が守られているとは言い難い状況が続いている。

子どもがその権利の主体として、子どもを取り巻く課題に、子ども自身が意見表明できるよう、「子どものオンブズパーソン制度」の導入や、行政施策への参画ができる方策を検討するなど、「子どもの人権を守る」理念を行政施策のすべてに反映させること。

#### **【回答】(人権・女性活躍推進課)**

すべての子どもは、人格をもった一人の人間として尊重されなければなりません。

しかし、貧困や児童虐待といった、子どもの人権をおびやかす状況はますます複雑化、深刻化しています。

本町では、町内各施設や町立小中学校に配布している「人権ポスター」、町内に所在する保育所、幼

稚園、認定子ども園の園児に配布している「ぬりえカレンダー」の作成により、子どもたちに人権について考えてもらっています。

さらに、岸和田人権擁護委員協議会熊取町地区委員会において、毎年、町内小学校を輪番に訪問して「人権教室」及び「スマホ・ケータイじんけん教室」を開催し、人権を守ることの大切さを啓発しております。

その他、人権擁護委員と法務局において、小中学生に向けて、封筒兼便せん形式の「SOSミニレター」を配布し、人権に関する問題や悩みごとを手紙で相談できる活動をおこなっており、これは人権教室の場でも改めて周知しているところです。

## 4. 教育・人権・行財政改革施策

<継続>

### (1) 指導体制を強化した教育の質的向上にむけて

将来を担う子どもたちの教育環境を充実させるためにも、義務教育の入り口である小学校での少人数学級編制の対象学年を拡大すること。また、定数改善により必要な教職員数を確保すること。教職員の長時間労働を是正し、本来的な仕事の質を高めることにより、教育の質的向上をはかること。

【回答】(学校教育課)

児童生徒の学級編制については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、現在小学1年生は35人学級編制、小学2年生から中学3年生までは、40人学級編制と定められております。大阪府では、小学1年生に加え、小学2年生についても35人学級編制を実施しております。

現在、熊取町においては、大阪府の習熟度別指導推進事業を活用し、各小中学校に少人数加配教員を配置し、小学3年生以上で少人数指導・習熟度別指導を実施しております。

各校において、算数や数学等の教科について1クラスを2つに分割するなどし、少人数学習を展開し、個に応じた指導を行っております。

教職員の長時間労働については、タイムカードを活用し、各学校において教職員全員の勤務時間数を把握するとともに、月ごとの各個人の結果を熊取町教育委員会に報告してもらい状況を把握しております。令和2年度には、各小中学校の電話機を留守番機能やナンバーディスプレイ付機能のある機器へ更新するなど、長時間労働解消に努めてまいります。引き続き、国や府の動向に注視するとともに、他市町とも情報交換を密にしながら、実効性のある対策を行いたいと考えております。

今後も子どもたちの生きる力を育むために、少人数指導・習熟度別指導等の充実や教職員の指導力向上を図ることを通して、児童生徒一人ひとりにきめ細やかな指導を行うなど教育の質の向上をはかってまいりたいと考えております。

<継続>

### (2) 奨学金制度の改善について (★)

2017年度より給付型奨学金制度が新設されたが、対象者や支給金額が少ないことなど、今後も拡充しなければならない。引き続き、国に対して求めるとともに、地元企業に就職した場合の奨学金返済支援制度の導入も検討すること。

【回答】(学校教育課)

奨学金制度を活用している者及び返済困難な者が増加してきている現状については、認識しています。返済に追われることなく健康で文化的な生活を送れるよう要望活動等を行ってまいります。

<継続>

### (3) 労働教育のカリキュラム化について

ワークルールや労働安全衛生など、働くことに関する知識を深め活用できるよう、労働教育の充実、カリキュラム化を推進することまた、選挙権年齢が満18歳以上に引き下げられたことにより、これま

で以上に社会人として必要な知識を身に付け、社会を構成する一員としての意識を醸成するための主権者教育を充実させること。

【回答】(学校教育課)

子どもたちが希望をもって、自分の人生を切りひらいて生きていくために、それぞれが直面するであろう様々な課題に柔軟に対応していく力を育てるなどして、「職業的・社会的自立」ができるよう、各校において、地域の様々な団体・組織と協力をしながらキャリア教育を進めております。そして、全中学校で職業体験学習を行い、事前学習や事後学習等も充実したものにしております。

また、「働く者の権利」「労働組合の意義」等については小中学校社会科において、学ぶ機会を設けております。仕事・労働等についての基本的理解は、自分らしい生き方を実現させていく過程において重要な要素であることから、今後とも小学校段階から理解を深める指導を行うとともに、「働くことの意義」など職業生活に関する様々な知識や情報についての学習を年間計画の中に位置づけながら、キャリア教育、労働教育の充実に努めていきます。

主権者教育については、各校の社会科において、国民主権や民主政治、選挙の意義や制度のように、国民主権を担う公民として基礎的教養を培うことなどを目標とした学習を実施しております。また、その中でも「生徒会役員選挙」のように生徒の身近な題材を取りあげることで、生徒が選挙を自分事としてとらえやすくするなどの工夫をして学習をすすめております。

今後も、教育基本法をはじめとする関係法令および学習指導要領に基づいて、平和で民主的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うための教育活動を実施してまいります。

#### (4)人権侵害等に関する取り組み強化について

<継続>

##### ①差別的言動の解消

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(ヘイトスピーチ解消法)が施行をうけ地方公共団体として地域の実情に応じた施策を講じるよう努めるとされていることから、早期に条例を制定すること。

【回答】(人権・女性活躍推進課)

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチは決して許される行為ではありません。

本町では、年2回発行している人権啓発情報紙「しあわせへの道」や街頭啓発、町ホームページにおいて啓発に取り組んでいるところです。

さらに、昨年11月1日、大阪府において「大阪府人種または民族を理由とする不当な差別的言動の解消に関する条例」が施行されたことから、本町においてもこの周知に努めるとともに、ヘイトスピーチの事例収集などについても研究をおこなってまいります。

<補強>

##### ②多様な価値観を認め合う社会の実現

LGBTなどのセクシュアル・マイノリティに対する偏見、差別が根強くあるのは、SOGI(性的指向と性自認)に対する社会の理解が進んでいないことが原因である。人権問題として多様な価値観を認め合うことが必要であり、そうした理解を深めるために、行政・府民一体となって意識変革啓発活動に取り組むこと。あわせて2017年3月には「性的マイノリティの人権問題についての理解増進に向けた取組」方針が策定されたが、その検証も行うこと。また、2015年3月に東京都渋谷区が「同性パートナーシップ条例」を制定したように、熊取町においても同趣旨の条例制定を進めること。また行政施設においては、多目的トイレなど、誰もが利用しやすい環境整備に取り組むこと。

【回答】(人権・女性活躍推進課)

本町では、男女共同参画社会情報紙「男女が”ともに”協力しあいながら・・・」や広報での記事掲載や講演会などを通じて、多様な性のあり方について幅広く周知しており、性的マイノリティに対する

理解促進に努めております。

「性的マイノリティーの人権問題についての理解促進に向けた取り組み」につきましては、毎年の男女共同参画推進審議会で各施策の進捗状況について報告しており、同じく毎年開催している人権擁護審議会においても取り上げているところです。

他にも、近隣市町との研究会を定期的に開催するなど、情報交換にも努めております。

また、条例制定については、大阪府にてパートナーシップ宣誓証明制度をについて、町としてもこの制度の周知に努め、活用を図ってまいります。

<継続>

### ③就職差別の撤廃・部落差別の解消

この間連合の「採用選考に関する実態把握のためのアンケート」調査では、就職差別につながる採用選考の問題が明らかになっている。そうしたことから、連合大阪は、大阪労働局、大阪府に対して就職差別の撤廃にむけた要請を行っている。いまだ就職差別については根が深い問題であることから、企業への指導を強化するとともに、部落差別解消法について住民に広く周知徹底し、あらゆる差別撤廃にむけた施策を講じること。

【回答】(人権・女性活躍推進課)

企業の公正採用に向けた啓発については、泉佐野・熊取・田尻事業所人権連絡会の研修や会員事業所へ配布している連絡会ニュースなどを通じて繰り返し啓発しているところであります。

また、部落差別解消法の周知については、人権啓発紙「しあわせへの道」での周知をはじめ、街頭啓発や人権啓発地域映画会、講演会、成人式等においても啓発し、幅広い年代に対して法の周知を行っております。

今後も、部落差別をはじめとする、あらゆる差別の撤廃に向け、関係機関と連携しながら啓発を行ってまいります。

## 5.環境・食料・消費者施策

<継続>

### (1)食品ロス削減対策の効果的な推進(★)

これまで大阪府の「食品ロス削減ワーキングチーム」が精力的に取り組んできた食品ロス削減対策に基づく取り組みを実施すること。また、市民に対し「食べ残しゼロ」を目的にした「3010運動」などを周知するなど、効果的な啓発活動を実施すること。

さらに、2019年5月に成立した「食品ロス削減推進法」に則り、フードバンクに対する具体的な支援を行っていくこと。

【回答】(環境課)

食品ロス削減における本町の取組みについては、第2期熊取町一般廃棄物処理基本計画(中間見直し版)に基づき、以下の啓発活動を積極的に実施しています。

【現在及び今後の取組み】

- ① 平成30年度より「毎週月曜日は“食べマンデー”」をキャッチコピーとして、広報やホームページへの啓発記事掲載、町内小中学校や公共施設への啓発ポスター掲示、環境フェスティバルでの啓発パネルの展示や本部テントでのチラシ配布によるPRの実施など積極的に推進している。
- ② 昨年12月より食べ残しによる食品ロスをなくすため「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」会員自治体を実施する全国共同キャンペーンに参画しており、今年度については、「もったいない」を意識しながら宴会5箇条への協力を依頼すべく庁内メールやホームページに掲載し、啓発している。
- ③ 町内の外食産業に対しても、忘年会や新年会に向けた3010運動を推進する啓発ポスターの掲示依頼を行い、広く周知徹底を図っている。
- ④ さらに今後は、住民募集や食生活改善推進協議会等と連携し「食べきり、食材使い切りレシピ」熊取版の作成の検討、飲食店・食品小売店への食品ロス削減協力店舗にステッカーを配布して、ドギーバック運動や小盛対応等のPRを図っていく等の施策を推進していきたいと考えている。



<新規>

#### **(4)特殊詐欺被害の未然防止対策の強化**

大阪府では、高齢者などが狙われる特殊詐欺の被害が多発しており、未然防止対策の強化が求められる。特殊詐欺の新たな手口や形態を把握し、消費者に対する迅速な情報提供や注意喚起を効果的に行うこと。また、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸し出しや、詐欺対策機能の備わった電話機の購入補助などの対策を実施すること。

【回答】(危機管理課)

住民の方や泉佐野警察署などから不審電話の発生や特殊詐欺の多発などに関する連絡を受けますと、熊取町安全パトロール隊の毎日のパトロールにおいて、詐欺の手口や不審電話がかかってきたときの対応など、防犯啓発案内について、パトロールカーのスピーカーにより音声広報を実施しているところでございます。

また、泉佐野警察署と連携し、特殊詐欺事案が発生した場合には、防災行政無線を通じ、住民に対して注意喚起の呼びかけを行っており、加えて、町広報紙への啓発記事の掲載や回覧板による注意喚起、チラシの配布などを行っております。

今後も、泉佐野警察署等と緊密な連携を図りながら、安全・安心なまちづくりに取り組んでまいります。

## **6.社会インフラ（住宅・交通・情報・防災）施策**

<補強>

### **(1)交通バリアフリーの整備促進と安全対策**

公共交通機関（鉄道駅・空港など）のバリアフリー化促進と安全対策の充実のため、駅のエレベーターやエスカレーターの設置が進められている。これら設備の維持管理・更新費用に対する財政支援措置を検討すること。また、転落事故などを防止するための鉄道駅のホームドア・可動式ホーム柵の設置がさらに促進されるよう、利用者10万人未満の駅に設置する費用に対しての助成や税制減免措置などの財政措置の拡充・延長、また設置後の補修についての助成を国・大阪府に働きかけを行うこと。

【回答】道路課

本町唯一のJR熊取駅（橋上駅）及び本町自由通路については、既にエレベーターやエスカレーターを設置しており、これら設備の維持管理費用はそれぞれの施設管理者が負担していることから、財政措置は現在のところ考えておりません。

<新規>

### **(2)高齢ドライバーの安全対策について**

最近、高齢者の運転と見られる事故が頻発している。今後高齢ドライバーが増加することから、未然防止に向けた啓発、さらにはドライバー教育・講習の充実、免許証返納の際のインセンティブ制度の検討を行うこと。併せて、交通空白地帯を作らないよう、公共交通機関の充実をはかること。

【回答】(道路課)

本町においては、全国交通安全運動期間に合わせて自動車等安全運転講習会を春と秋の年2回開催し、泉佐野警察署警察官の講話と啓発映画の上映を行っております。また、高齢者運転免許自主返納支援事業を行っており、運転免許証を返納された方の申請に基づき、コミュニティーバスの無料定期乗車券（5年間有効）の交付を行っております。

また、路線バスと連携し、コミュニティーバスにおいて、地元要望により運行ルートの見直し等を行っており、交通空白地帯を作らないよう対応しております。

<補強>

### **(3)防災・減災対策の充実・徹底（★）**

市町村が作成しているハザードマップや防災マニュアルなどを効果的に活用して、避難場所の把握や防災用品の準備など、住民が具体的な災害対策に取り組むよう、積極的・継続的に啓発の取り組みを実施すること。また、市町村が作成した「避難行動要支援者名簿」の更新や、発災時を想定した避難行動、地域住民や事業者とも連携した具体的な訓練など、市町村の支援を行うこと。さらに災害発生時における情報提供のツールとしての自治体のホームページについて、見やすくわかりやすい様に工夫を行うこと

【回答】（危機管理課・生活福祉課）

風水害や土砂災害、地震災害などに関する情報を提供し、災害時の避難行動や事前の備えに役立てていただくために、「熊取町防災マップ」を全戸配布しており、「熊取町地域防災計画」とあわせ熊取町ホームページに掲載するなど、住民への周知徹底を図っています。

本町における自主防災組織の結成状況については、町内全39自治会において結成されており、結成率100%を達成しているところですが、今後、緊急時に自助・共助の活動を迅速かつ円滑に実施できるよう、各自主防災組織において地区別自主防災マニュアルを作成していただけるよう支援してまいります。

また、住民向けの避難行動・避難所運営マニュアルの作成を進めているところで、完成後においてはホームページ上で公開してまいります。

災害発生時のホームページにおける情報提供については、トップページに気象情報や取るべき行動、避難所情報などを目立つよう掲載しています。

「避難行動要支援者名簿」については、毎年更新を基本としており、避難行動要支援者の具体的な避難支援を計画した「個別計画」についても、要支援者の状況等の内容変更が生じた場合は、申し出があった都度、更新しております。

また、新たに要支援者となった方で、情報開示の同意を得た方は、「個別計画」を作成し、平常時の見守りを避難支援関係者と連携し、支援体制の充実を図ってまいります。

<継続>

**(4)地震発生時における初期初動体制について**

緊急時においては、自治体職員のマンパワーが重要である。特に地震発生においては、初期初動体制が極めて重要である。各自治体においては、非正規で働く職員が多くを占めている現状の中で、緊急時に十分な対応ができるような人員体制を確保すること。また震災発生においては、交通機関がマヒしていることから、勤務地にこだわらず職員の自宅から最寄りの自治体に出勤し対応にあたるなど、柔軟に対応できるよう日常的に市町村間の連携が行えるよう、各自治体に働きかけを行うこと。その上でも大規模災害発生の際には行政の対応にも限界があることから、日常的に住民と行政が連携を密にし、災害発生時の対応について、自助・共助の観点から地域住民に協力いただくような日常的に地域防災対策を講じる事。

また、地震発生時間帯が帰宅・出勤（通学）時間帯と重なった際の帰宅困難者の対応についても大阪北部地震の検証を踏まえて防災計画への反映を行うこと。

さらに、外国人のための災害発生時の多言語での対応は、在住者のみならず外国人観光客への迅速な情報発信も含めた支援体制を早急に構築すること。特に交通機関の情報など、外国人旅行者が特に必要とする情報を、迅速、的確かつ分かりやすく、より多くの言語で提供するための専用ウェブサイトやアプリ等を早急に開発すること。

【回答】（危機管理課）

本町における災害時の職員体制については、熊取町地域防災計画及び熊取町災害応急対策実施要領「職員行動マニュアル」において定め、災害時の体制について、段階的に体制を確保し、災害時の非常事態に対し、適時適切な職員配備の対応に努めているところです

また、熊取町業務継続計画（BCP）を策定したことにより、災害時等非常時におきましては、各部署の通常業務を縮小し、非常時における優先業務について明確にしたところで、適切な人員体制及び業務

の対応が図られるものと考えおります。

自治体間の連携については、大阪府においては、地震発生時において市町村参集緊急防災推進員が配置され、本町で大阪府との連絡調整の業務に従事いただく制度が確保されており、また、平成 25 年に泉州地域・堺市以南の 9 市 4 町で広域的な応援体制の確保について泉州地域災害時相互応援協定を締結しており、毎年堺市が実施している総合防災訓練には本町も参加しているところです。

平常時における住民との連携については、自主防災組織が実施する自主防災訓練に参加し防災講話を行うなど啓発に努めているほか、今後、住民向け避難行動・避難所運営マニュアルを作成・公開のうえ、各自主防災組織における地区別自主防災マニュアルの作成を推進し、緊急時に自助・共助の活動が迅速かつ円滑に実施できるよう支援してまいります。

大阪北部地震を受けての検証につきましては、大阪府における各種説明会や危機管理部局等会議での情報提供等により、今後も、対応等について調査研究に努めてまいります。

また、外国人に向けた情報発信や避難所対応等については、今後、国、府の状況を踏まえ、調査研究に努めてまいります。

今後も、職員や各地区の自主防災組織等関係者に対し、防災知識の発信、情報の共有を図り、地域防災力の向上に努めてまいります。

<補強>

#### **(5)集中豪雨など風水害の被害防止対策(★)**

これまでも日本各地で豪雨水害、土砂災害などの風水害が多発している。災害の未然防止のための斜面崩壊、堤防決壊などへの対策が非常に重要であると考え。あらためて危険度が高いと見られる地域の未然防止の観点からも緊急に対策を講じること。また、災害がより発生しやすい箇所を特定し森林整備などの維持・管理を重点的に行うこと。加えて、住民の資産に影響を及ぼす可能性のある情報の提供について、地域の実情を踏まえ、慎重かつ確実に実施するとともに、自治体が発令する避難情報の内容について、ハザードマップも含めて一層の周知・広報を行うなど、日頃の防災意識が高まるようとりくむこと。

【回答】(危機管理課・水とみどり課)

過年度より大阪府と連携し、ため池等を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、2級河川住吉川と雨山川においては、河川の水位をリアルタイムで監視できるよう、大阪府において河川監視カメラを整備されており、また、必要に応じ、水路改修工事等についても随時取り組んでまいります。

本町での土砂災害警戒区域等における住民の避難行動につきましては、熊取町避難勧告等の判断・伝達マニュアルに基づき適切に支援してまいります。また、同マニュアルについては、国の避難勧告等に関するガイドライン及び気象警報等の発令の改訂を受け、これを踏まえた熊取町避難勧告等の判断・伝達マニュアルの作成を行ったところで、今後も適時適切に運用し、非常時における住民周知、広報に努めてまいります。

過年度より大阪府と連携し、ため池や調整池を活用した河川への流出抑制対策に取り組むとともに、土砂災害の危険箇所がある地区には、地区ごとに周知を行い、あわせて地区住民とともにハザードマップの作成に取り組んでいる。また、ため池においても、万が一ため池が決壊した場合、ため池下流への影響が大きいため池から順次ため池の耐震性の調査を大阪府に要望し、併せて町において、ため池ハザードマップを作成し、住民に周知をしている。この他、浸水対策事業として水路改修工事等に随時取り組んでいる。また、森林整備として、災害を未然に防止するため、町所有の町有林の現状や要整備箇所の調査等を行い、計画的な間伐等林地整備に取り組んでまいります。

<継続>

#### **(6)公共交通機関での暴力行為の防止とその対策について**

国土交通省の調査では、駅構内や車内など公共交通機関での暴力行為は依然として高い水準にあるとされている。これらの暴力行為の防止対策として、マスコミ媒体を活用した啓発や自治体広報誌などでの府民に対する積極的な広報・啓発活動を行うこと。さらに、駅構内や車内での巡回・監視などの防犯体制のさらなる強化をはかるとともに、公共交通機関の事業者が独自で行う施策(防犯カメラの設置や警備員の配置など)への費用補助などの支援措置を講じること。

【回答】(危機管理課)

町内における防犯対策につきましては、泉佐野警察署と連携し、広報紙への掲載や街頭キャンペーンでのひたくり防止カバーの取り付けなどを実施しているほか、本町の交通結節点であるJR熊取駅周辺には、重点的に防犯カメラを設置しております。

今後とも、これらの取組みを推進していくとともに、泉佐野警察署をはじめとする関係機関と連携しながら、公共交通機関への防犯対策としての啓発活動に努めてまいります。

## 7.大阪南地域協議会統一要請

<新規>

### (1)関西国際空港への非常時のアクセス手段の確保について

2018年9月に猛威を振った台風21号の強風によって発生した関西国際空港連絡橋へのタンカー衝突事故は、想定外の事故であったと推測されるが、同時に空港連絡橋に偏ったアクセス手段の脆弱性をあらためて露呈することとなった。

関西国際空港連絡橋が破損したことにより、一時3,000人以上の空港利用者等(空港旅客、送迎者、見学者、空港関係職員等)が島内に孤立した。翌日より神戸空港に向けて高速船での救助を開始したが、対岸の泉州地域で居住する空港利用者等は現実的に利用が困難であったことから、多くの帰宅困難者を発生させる事態となった。

このことを教訓に、空港利用者等を対岸である泉州地域に救助するため、各自治体より関西エアポート(株)に対し、早急に防災業務計画の見直しを図るよう強く要請していただくとともに、空港連絡橋および神戸空港航路以外の「非常時のアクセス手段の確保」を目的に、「災害発生時および非常事態発生時に関する協定書」を締結していただくよう併せて要請する。

【回答】(企画経営課・危機管理課)

関西国際空港への非常時のアクセス手段の確保については、泉州市・町関西国際空港推進協議会を通じて、次のとおり関西エアポート株式会社に要望しています。

- ①災害対策の抜本的な強化として、平成30年台風第21号による被害を受け、同年に策定した新BCPに基づき、抜本的な防災機能強化が迅速かつ着実に実施されるよう、努められたい。
- ②防災機能強化の観点から、空港連絡橋の代替アクセスとしても有効である空港連絡南ルートの実現に向け、関係機関に働きかけられたい。

関西国際空港における災害時の帰宅困難問題については、国、府、泉州地域の市町村と連携し、安全な避難場所と円滑に帰宅できる有効な手段の確保について調査・研究を継続し、協定の締結を含め必要な対策を講じるよう関西エアポート(株)に対して働きかけを行ってまいります。

## 8.泉南地区協議会独自要請

<継続・一部修正>

### (1)広域幹線道路の整備について

都市計画道路 泉州山手線は、大阪都心部と関西国際空港をつなぐ泉州地域の丘陵部における広域幹線として、地域の連携と活性化を支え大阪都市圏全体の発展に寄与するとともに、南海トラフ地震等の大規模災害時においても広域的な緊急輸送ルートとなるなど多様な機能を持つ重要な路線であることから、早期整備に向けて取り組まれたい。

また、併せて慢性的な渋滞が生じている国道170号線について、国、府、警察に働きかけるなど渋滞解消に向けて取り組まれたい。

【回答】(まちづくり計画課)

泉州山手線については、平成27年に岸和田市、貝塚市、泉佐野市及び熊取町の三市一町からなる「泉州山手線整備推進協議会」を設立し、泉州山手線の早期事業化に向けた要望活動を行ってきており、平成30年11月に大阪府から全線10kmの内、(都)磯之上山直線から(都)岸和田中央線までの区間

と（都）貝塚中央線から府道水間和泉橋本停車場線までの2区間について、事業着手に向けた手続きを進めていく旨の表明があり、現在国庫補助事業採択に向けた手続きが行われているところです。

今後も引き続き協議会として国及び大阪府に対し、早期事業着手に向け要望を行ってまいります。

また、国道170号線（大阪外環状線）についても慢性的な渋滞解消を図るべく、全線4車線化の早期事業着手について、国及び大阪府に対し、積極的な要望を行ってまいります。